

福井市告示第 85 - 3 号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、関係図面は、福井市下水道部下水管理課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 5 月 15 日

福井市長 東 村 新 一

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始すべき年月日

平成 20 年 6 月 1 日

- 2 下水を排除し、及び処理すべき区域

小字坂町、小字坂島町、梶谷町の全部及び朝谷町の一部

- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置

別紙図面のとおり

- 4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

- 5 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称

福井県福井市小字坂町第 16 号 16 番地 1

美山浄化センター

- 6 縦覧場所

福井市下水道部下水管理課

- 7 縦覧期間

平成 20 年 5 月 16 日から 5 月 30 日まで

別紙図面

供用を開始しようとする排水施設の位置

凡例

	下水を排除し、及び処理すべき区域
	供用を開始しようとする排水施設の位置

第217回告示面積

(単位:ha)

	処理区名	排除方式	計画次	排水区域名	前回までの 告示面積	第217回 告示面積	告示面積 累 計		
単 独 公 共	境処理区	合流式	第1次	橋北排水区	460.86		460.86		
				橋南排水区	184.36		184.36		
				第1次計画区域計	645.22	0.00	645.22		
			第2次	加茂河原・小山谷排水区	49.68		49.68		
				第2次計画区域計	49.68	0.00	49.68		
			第3次	西部第1排水区	143.53		143.53		
				第3次計画区域計	143.53	0.00	143.53		
						境処理区合計	838.43	0.00	838.43
	日野川処理区	合流式	第2次	下北野排水区	28.55		28.55		
				北部排水区	174.05		174.05		
				第2次計画区域計	202.60	0.00	202.60		
			第3次	町屋・大願寺排水区	58.63		58.63		
				北部排水区	46.16		46.16		
				東部第1排水区	118.24		118.24		
				東部第2排水区	105.66		105.66		
				第3次計画区域計	328.69	0.00	328.69		
		分流式	第4次	橋北第1排水区	672.77		672.77		
				橋北第2排水区	415.51		415.51		
				橋南第1排水区	487.31		487.31		
				橋南第2排水区	565.50		565.50		
				第4次計画区域計	2,141.09	0.00	2,141.09		
						日野川処理区合計	2,672.38	0.00	2,672.38
						単独公共合計	3,510.81	0.00	3,510.81
			流域 関連		第4次	福井第1排水区	285.35		285.35
	福井第2排水区	49.93					49.93		
	福井第3排水区	52.00					52.00		
						流域関連合計	387.28	0.00	387.28
特 環	鷹巣国見処理区			鷹巣国見地区	97.48		97.48		
	川西大安寺処理区			川西大安寺地区	0.00		0.00		
				特定環境保全合計	97.48	0.00	97.48		
単 独 公 共	清水東部処理区	分流式		清水東部	146.40		146.40		
				単独公共合計	146.40	0.00	146.40		
特 環	清水西部処理区	分流式		清水西	96.00		96.00		
	美山処理区	分流式		美山	30.88	2.41	33.29		
				特定環境保全合計	126.88	2.41	129.29		
福井市公共下水道計					4,268.85	2.41	4,271.26		